

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 船岡家畜保健衛生所等の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年三月一日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
萩 原 治 郎

同 堀 江 実 藏
同 秋 久 勲

監査箇所 執行年月日

船岡家畜保健衛生所 昭和三十六年 六月二十八日

鳥取所子 同 二十九日

米子 同 九月十一日

生山及び溝口 同 十二日

倉吉 同 十三日

浜村 同 二十一日

警察本部 同 二十五日

秘書課 同 十一月一日

會計課 同

警務課 同

教養課 同

捜査課 同

鑑識課 同

同

家畜飼育頭(羽)数調

保健所別	区分	豚		羊		馬	
		三四年	三五年	三四年	三五年	三四年	三五年
鳥取	三四年	五、九七九	二、八七四	一、八五七	六、九四	四、一三	二、八一
	三五年	一、四八七	一、四七四	一、四七四	八、九四	一、四七四	一、四七四
船岡	三四年	八、四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
	三五年	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
浜村	三四年	六、三三	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
	三五年	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
吉子	三四年	四、六〇〇	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
	三五年	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
所子	三四年	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
	三五年	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四	一、四七四
米倉	三四年	九、八二二	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇
	三五年	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇	一、七五〇
計	三四年	六、六七六	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇
	三五年	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇	一、八二〇

二 畜産団体、農協等の同一部門の強化指導
 県体制の充実の必要なことは前述のとおりであるが
 直接機関である畜産団体及び農協等の本部門の機構組
 織も又極めて弱体なものが多く、県はこれ等機関の組
 織機構の強化策について強く指導すべきである。
 三 設備の整備について
 倉吉、所子、溝口、生山家畜保健衛生所を除く他の
 事務所建物は、畜産団体からの借受けであるうえ狭あ
 いで試験設備も不十分である。また生山の如く冷蔵庫

船岡	一	二	一	一	三
浜村	一	二	一	一	三
倉吉	一	二	一	一	三
所子	一	二	一	一	三
米子	一	二	一	一	三
溝口	一	二	一	一	三
生山	一	二	一	一	三
計	七	二	四	三	一

内二名兼務
 (本務農地間拓課)
 所長は溝口所長が兼務

四 業務活動について
 1 各家畜保健衛生所とも、少数陣容で所運営に努力
 しているが、反面農業近代化による農業経営の構造
 改善により、県下家畜の飼育頭(羽)数は次表のと
 おり、前年に比較して著るしく増加している。

の設置がないため精液のロスの多い所もある。家畜衛
 生の円滑な運営を図るため、整備改善について検討を
 加えられたい。
 なお、設備及び職員の問題と関連して、溝口及び生
 山両家畜保健衛生所の合併の得失について検討されたい。

区分	鶏		計	
	三四年	三五年	三四年	三五年
生計	一六〇、〇〇〇	三〇、五七〇	一〇、五八〇	八、七六〇
山口	七三三	八四	一六九	一九一
増減	△	△	△	△
差引増減	一四、五五五	六五五	一、八五〇	二四八
三四年	一三、一四〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三七一
三五年	一、九〇〇	一、〇〇〇	一、九〇〇	三九九
差引増減	一、一四〇	六、〇〇〇	一、一四〇	三九九
計	一三、一四〇	一、九〇〇	一、一四〇	三九九
差引増減	一、一四〇	六、〇〇〇	一、一四〇	三九九

保健所別	鶏		計	
	三四年	三五年	三四年	三五年
鳥取	一三、一四〇	一、九〇〇	七、〇〇〇	一、一四〇
船岡	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
浜村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
倉吉	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
所子	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
米子	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
溝口	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
生計	一三、一四〇	一、九〇〇	一、一四〇	一、一四〇
山口	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
増減	△	△	△	△
差引増減	一、一四〇	六、〇〇〇	一、一四〇	三九九
三四年	一三、一四〇	一、九〇〇	一、一四〇	一、一四〇
三五年	一、九〇〇	一、〇〇〇	一、九〇〇	一、〇〇〇
差引増減	一、一四〇	六、〇〇〇	一、一四〇	三九九
計	一三、一四〇	一、九〇〇	一、一四〇	一、一四〇
差引増減	一、一四〇	六、〇〇〇	一、一四〇	三九九

2 酪農の振興にともなつて、乳牛の栄養、繁殖障害防除を計画したが、その実施件数は四七パーセントに過ぎない。
これは職員の手不足にも起因しているが、趣旨の指導徹底に今一段の努力の要がある。

3 肝蛭の寄生状況は全国平均の三五パーセントに比較して県下の状況は四五パーセントに及んでいる。予防対策について一層努力の要がある。
5 収入その他事務処理について次の点留意されたい。
1 収入金で金庫払込が遅延のものがあつた。

- 現金領收証を代表者あて一括纏めて発行しているものがあつた。
- し畜生産検査手数料について
(イ) 減免手続が不十分なものがあつた。
(ロ) 収納時期は積の販売後に一括納付される慣行であるがこれは条例の定めによるよう勵行に努める要がある。
- 家畜人工授精手数料の徴收方法については、種畜場監査で指摘したとおりであるので、これが改善について検討されたい。
- 具有牛、豚の貸付台帳が未整備のものがあるので、整備して管理、指導の強化を図られたい。
- し畜検査書の記載に整備を要するものがあつた。
- 所の備品に台帳と不突合のものがあつた。
- 牛流感、豚コレラの予防注射にあたり、補助金を交付している市、町があるが、この場合における料金の収納方法について検討されたい。

警察本部 昭和三十六年十一月一日監査
監査委員 松本利治
萩原治郎
堀江実蔵
秋久勲

秘書課

一 広報活動予算措置について
警察事犯の頻発に鑑み、警察広報活動を積極的に推進し、県民に注意と反省を促し、民警相互の理解と協力により警察行政運営の円滑化を図るため、広報活動に要する予算措置について、善処の要がある。

二 「警察だより」について
県民向けに発刊している「警察だより」の紙面の美化を図り県民に親しまれる充実した広報とするため写真挿入等創意工夫に努められたい。

會計課
一 駐在所、派出所の新改築促進等について

駐在所、派出所の新改築促進、維持管理費増額、県有移管考慮及び署員住宅の増設、借上措置、旧警察後援会所属建物の県有移管考慮並びに時間勤務手当予算増額、夜間勤務手当予算措置については、署の監査に述べたとおりである。

二 職員住宅の使用料について

署に勤務する警察官が職員住宅を使用する場合は、国家公務員宿舎法に準拠して使用料を徴していないがこれは県職員住宅管理規程との関連もあるのでこの取扱いを明確に規定化しておくべきである。

警務課

一 警察官可動体制の充実強化等について

警察官の可動体制の充実強化、機動力の増強、自動車用燃料費の増額と適正配分については、署の監査に述べたとおりである。

教養課

一 術科振興について

本年度警察職員費中に予定されていた術科振興費四

九〇、〇〇〇円の執行状況を見ると、ほとんど柔剣道等特別警備委員の合宿、各種大会派遣のための経費で、各署に対する用具の充実、講師派遣、講習会開催等常時の活動経費がなく、十分な教養指導ができない事情である。さらに、適切な予算措置を講じ、警察官全員の術科技能と体位向上に一層配意すべきである。

二 音楽隊について

音楽隊員は、職員の配置替等によつて、昨年より五名減少し、監査当時一七名で編成されていた。また、本年度一三六千余円で楽器、被服等整備していたが、隊員と楽器の不足があい路となつている。

殊に、三十七年五月には、本県で、中国五県警察音楽隊の合同演奏会が開催されることとなつているので、これに備えて音楽隊員の増員再編成と楽器の整備が強く望まれる。

捜査課

ることを適當であると認める。

三 犯罪発生状況

昭和三十五年の犯罪発生件数は七五六件、検挙率八〇・六%で、これを前年に比較すると五五六件減少(主として窃盗六七三件減)し、検挙率は三・一%上昇して戦後最高率を示し、その努力がうかがわれる。別表過去三ヶ年平均の罪種別発生構成比は、窃盗犯が六〇・〇%で首位を占め、知能犯一四・九%、粗暴犯一四・〇%等の順位となつている。罪種別の発生推移は、知能、赃物、風俗犯は逐次上昇を示し、反面窃盗犯は減少しているが凶悪、粗暴、その他の刑法犯は大きな差がない。罪種別の発生件数のうち、青少年(二四・二五才未満)に係る犯罪件数の占める割合は、凶悪八三・六%、粗暴三八・六%、風俗二四・二%、その他の刑法犯三七・一%で青少年犯が高率を占め防犯課の項で述べるとおり、青少年非行防止対策がさらに緊要であるかを物語つている。次に罪種の各月別多発状況は、凶悪犯七、八、九月粗暴犯八、九、十月風俗犯四、

一 暴力団取締予算措置について

本年度恒久的な暴力団取締対策本部を設置、本課及び四市の各署に取締専従員二〇名を配置し、暴力団組織の壊滅に専心努力していた。暴力団の悪質潜在化の傾向にかんがみ、今後も取締の強化に努力を望むとともに活動費の不足が見受けられる。

二 警察医の嘱託について

警察で取り扱う変死者の検視、負傷者の救護措置については、各署において、そのつど、開業医、病院、診療所等の医師に依頼して実施しているが、死体の検案又は救護措置の後日において当該医師は、事件の証人として、時日を費すことが多く、また、行政検視の場合、検案料金が低額である等の理由により医師は検案等を好まず、第一線の署では事件のつど医師への依頼に苦勞している実状である。

県は適当な予算措置を行い、常時警察医を嘱託し、医師に警察医としての誇りをもつてこれらの処理に当らせるとともに、前置人に対する医療等も兼ねさせ

鑑識課

一 鑑識器材の充実について

犯罪の手口内容が近年極めて悪質巧妙化し、これに対処するには精密器材による科学的捜査の必要性が増している。現有器材ではなほ不足のものが認められるのでこれが整備を図り人的不足を補うとともに事件の早期処理を期する必要がある。

防犯課

一 少年非行防止地区の活動強化について

昭和三十四年四月以降、浜村ほか四警察署管内に設定した少年非行防止地区内の犯罪発生検査状況は次表のとおりで、関係機関、団体、学校、地元有志者等の協力を得て防止対策に努力した結果、浦安地区を除く他の地区は、少年及び成年犯罪共著しく減少し、相場の成果をあげていた。各地区とも、活動経費と有能指導者の獲得に苦りよしていたが、青少年犯罪の増加と悪質粗暴化しつつある現状にかんがみ、本事業の推進

と地域の拡大について一層の配意を望む。
少年非行防止地区内犯罪発生検査状況調

地区名	指定年月日	区分	犯罪発生検査人員		
			指定前 一箇年	指定後 一箇年	指定後 二年目
岩井田後	三五、二、五	成人 少年	五三	一三	一〇
八橋浦安	三四、八、二〇	成人 少年	四七	一五	一四
境港外江	三四、一〇、一	成人 少年	一四七	一四一	五六
米子澁江	三四、七、一	成人 少年	二二四	一三八	六二
浜村青谷	昭和三四、四、五	成人 少年	三二一	一七一	三〇二

備考 1 指定後二年目は昭和三十六年三月三十一日まで

のものである。

二 防犯団体の育成強化について

防犯活動については、署の監査に述べたが、昭和三十六年八月、県防犯協議会連合会が結成され、自主防犯組織が一層確立を見たことは結構である。中国各県

とも相当額の援助をしている実情につき、本県においても連合会費助成増額を考りよする等、育成助長に努め、民警一体の防犯活動の強化につき、一層の努力を望む。

警備課

一 特記事項なし

警ら交通課

一 職員の適正配置について

(1) 第一線駐在所、派出所等の外勤職員配置については、本年度警察学校卒業者をもつて年度末に考りよされたが、なお、定員二四九名に対し、現員二四三名で六名の欠員を生じている。具費職員及び見習巡査増員等を考りよし早期に充足を図る必要がある。

(2) 本部外勤担当者は、警ら官の下に二名配置されているが、内一名は超短波無線統制室専務員となつており、実担当者一名で外勤関係の事務処理に当たっている実状である。警察官の四三・五%を擁する

外勤職員の指導体制強化確立のため、担当職員増員の必要がある。

(3) 自動車の運転免許試験等の実績は次表のとおり、三十二年に比し自動車二二三・二%、原動機付自転車七〇六・七%に伸長し年々急増のすう勢にある。またこれに伴い自動車運転試験手数料も三十二年に比し三〇三・八%増加しているが本課担当職員数はほとんど当時そのままの状態にあるので、事務を迅速かつ適正に処理するため、職員増加と事務能率化に必要な用品整備の必要がある。

職 員	事 務	補 当	助 助 者	原 動 機 付 自 転 車		自 動 車		種 別	年 度 区 分
				伸 張 率	再 更 新 計 画	伸 張 率	再 更 新 計 画		
四 三 人	事 務 補 当 助 助 者			伸 張 率	再 更 新 計 画	伸 張 率	再 更 新 計 画	三 二 年	七、二二一件 三、六九二 二、八八一
				一〇〇・〇％	三九四	一〇〇・〇％	四三九		
四 三 人	事 務 補 当 助 助 者			伸 張 率	再 更 新 計 画	伸 張 率	再 更 新 計 画	三 三 年	一、四八四件 四、五三四 五、〇四四
				一六一・五％	二五二	二一九・九％	四八四		
四 三 人	事 務 補 当 助 助 者			伸 張 率	再 更 新 計 画	伸 張 率	再 更 新 計 画	三 四 年	一、八五〇件 六、九五五 五、三〇〇
				八、六五二 一九〇・九％	二二五	二四六・八％	八六〇		
四 四 人	事 務 補 当 助 助 者			伸 張 率	再 更 新 計 画	伸 張 率	再 更 新 計 画	三 五 年	一七、一八七件 八、五六二 五、三三三
				七六八・五〇〇円 三〇三・八％	二、四二九	七〇六・七％	七三三		

(注) (1) 原動機付自転車の申請件数三二年～三四年分は資料不足につき記載せず
 (2) 原動機付自転車許可事務は署の所管である
 (3) 収入、金額(従つて伸張率も)は署の分も含む

二 交通事故防止について
 県下自動車の本年末総数は一三、九八五台で、前年に比し、二、三五三台増、原動機付自転車一三、二一四台で前年に比し五、二七〇台増加している。本年度交通安全強化活動のための滯費支出額は、道路標識設置費二九九、七三〇円、ポスター等一三二、一五〇円、映画スライド広告費三〇、〇〇〇円、路面標識費三〇〇、〇〇〇円、その他倉吉、浜村、八橋、岩井、溝口等各署自体で一般印刷費節減によりポスター等五四、一〇三円計八一五、九八三円を投じ鋭意事故防止に努力していたが、なほ本年の交通取締における違反総件数四二、九三〇件で、前年に比し四、五七三件増加している。

これを違反種別毎に見ると、自動車一二、三二九件(前年一一、二五六件)、原動機付自転車五、八五八件(前年三、九一六件)、その他車馬一一、六八七件(前年五、〇三七件)歩行者その他一三、〇五六件(前年一八、一四八件)で、歩行者によるものが五、

〇九二件減少し、他はそれぞれ増加している。
 また交通事故においても九四八件で前年に比し三一五件増、犠牲者一、〇七一名(死亡三八、負傷一、〇三三)にも及び前年より二五一名増加している。
 本年度は、「道路を広く使う運動」を全県下に展開して相当な成績を挙げたがさらに、新道路交通法の主旨徹底を図り、路上放置自動車の整理、自動車所有者の車庫、点検等を積極的に実施し、事故未然防止の万全を期するため、酪酊運転、スピード違反の測定器等交通取締用諸器材の充実と、活動経費の予算措置、並びに交通取締職員の増配置について考究善処の要があると認める。